

令和6年12月26日(木)
14時30分～

第23回奈良県税制調査会資料②

■法人県民税特例制度について

奈良県総務部税務課



目 次

1. 法人県民税法人税割の概要	2
2. 法人県民税の特例制度について	3
3. 法人県民税特例制度の適用条件	5
4. 前回の答申	6
5. 前回答申を踏まえた見直しに向けての論点整理	7

1. 法人県民税法人税割の概要

社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等に要する経費の財源に充てるため、令和8年3月31日までの間に終了する事業年度まで、法人県民税の法人税割の税率を特例税率としていることから、その延長について検討を行う。

項目	内容
納税義務者	県内に事務所等を有する法人等
税率	法人税額の1.8%（中小法人等は1.0%（標準税率）） 【中小法人等】 次の法人のいずれかで、かつ法人税額又は個別帰属法人税割が年1,000万円以下の法人 ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ② 資本又は出資を有しない法人 ③ 県税条例第20条第4項において法人とみなされる法人
適用期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に終了する各事業年度分
税収による用途	標準税率を超える部分（特例分：0.8%）による税収は、「社会福祉施設等整備基金条例」により基金に積み立て、用途事業に充当
税収（特例分）	約451百万円（令和5年度決算ベース）

2. 法人県民税の特例制度について(1)

1 制度の趣旨・経緯

- ・ 社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等に要する経費の財源に充てるため、法人県民税(法人税割)について昭和51年から条例による特例制度の適用を実施。
- ・ 社会福祉施設整備基金に積み立て、県立医科大学施設や障害者福祉施設の整備等にこれまで活用しているところ。
- ・ 令和7年度末で条例の適用期限が到来するため、次年度以降の特例制度の適用について検討することが必要。

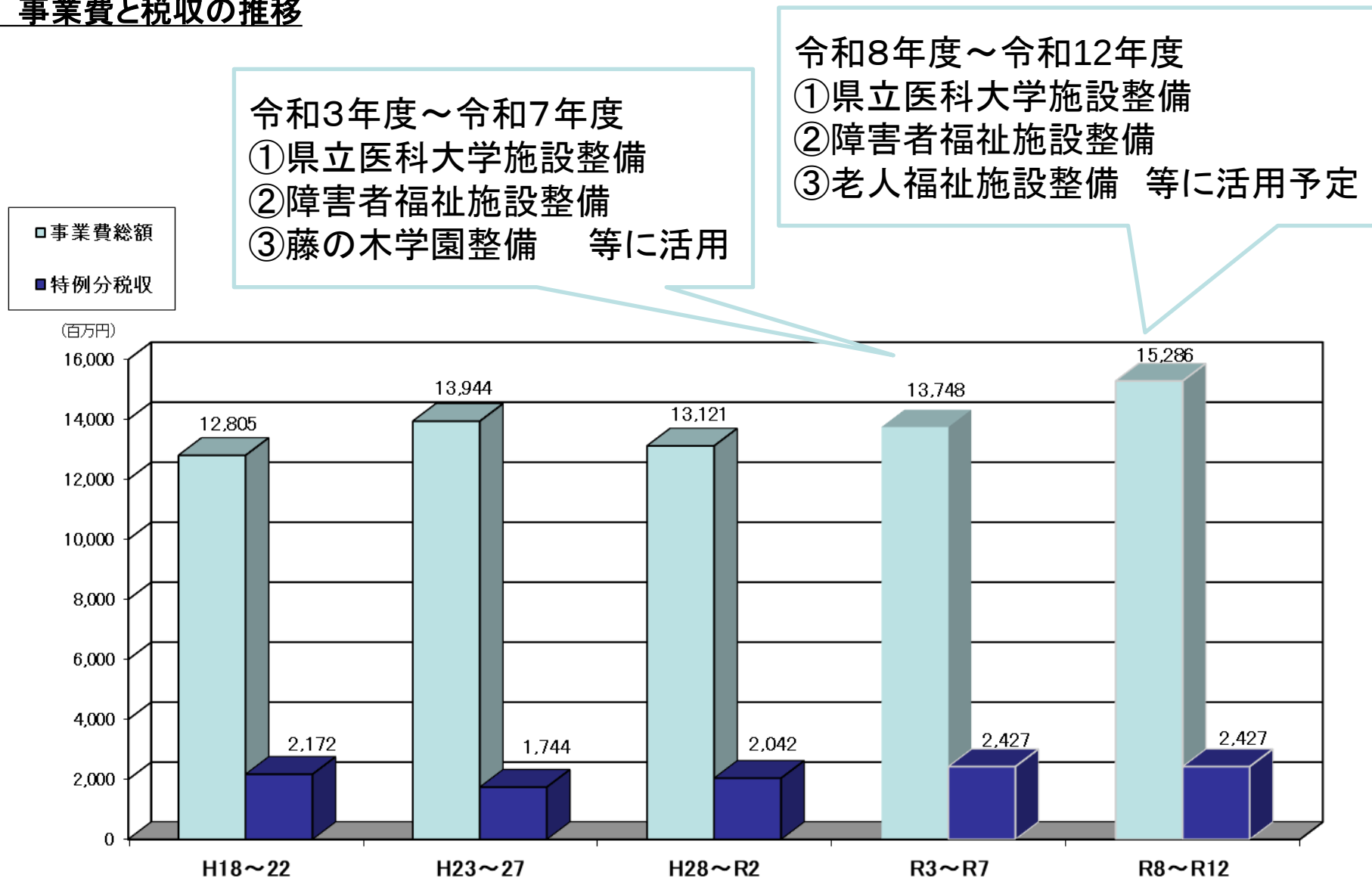
適用期間	S61～H2	H3～H7	H8～H12	H13～H17	H18～H22	H23～H27	H28～R2	R3～R7	R8～R12
目 的	社会福祉施設の整備	社会福祉の増進及び医療の向上を図る施設の整備							今回検討
対象法人	資本金額等が1億円を超える法人 または 法人税額400万円を超える法人	同左	資本金額等が1億円を超える法人 または 法人税額1,000万円を超える法人	現行の基準は23年を経過し、対象法人にとっても定着					
税 率	6.0% (中小法人等5.0%) 特例分1.0%	5.0% (中小法人等5.8%) 特例分0.8%					H26.10～ 40% (中小法人等3.2%) 特例分0.8%	R1.10～ 1.8% (中小法人等1.0%) 特例分0.8%	

法人県民税法人税割の
税率引下げに併せて、
地方法人税(国税)を創設

法人県民税法人税割の税率
引下げに併せて、地方法人税
(国税)の税率引上げ

2. 法人県民税の特例制度について(2)

2 事業費と税収の推移



※R6年度以降の事業費及び特例分税収については見込額

3. 法人県民税特例制度の適用条件

(1) 全国の動向

他府県の 適用条件 (静岡県を除く全 都道府県が特例 制度を適用)	税率		対象法人					
	2.0%	1.8%	資本金の額等			法人税額		
			1億円超	2億円超	その他 ※3億・2千万円等	1千万円超	150万・ 160万円超	その他 2千万円・4千万円等
	1	45	43	1	2	38	3	5

奈良県と同じ
適用条件であ
るのは36団体

(2) 他府県の実施目的

都道府県	超過課税の実施目的(使途)	都道府県	超過課税の実施目的(使途)
北海道	教育施設の整備充実のための財源に充てる	滋賀県	施策を推進するために必要な自主財源を確保するため(具体的な使途は定めていない)
青森県	社会福祉施策の充実を図るために要する費用に充てる	京都府	産業の振興と社会基盤の整備に資するため
岩手県	県の産業振興及び雇用対策等に関する施策を推進するための財源に充てる	大阪府	道路網などの都市基盤整備や防災対策の充実といった大都市圏特有の緊急かつ膨大な財政需要に対処するため
宮城県	少子・高齢化社会に対応する福祉施策の財源に充てる	兵庫県	勤労者の仕事と生活の調和の実現に資するため、①勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援、②子育てと仕事の両立支援、③子育て世帯への支援に活用。
秋田県	社会福祉施設の整備及び医療の充実の財源に充てる	奈良県	社会福祉の増進又は医療の向上を図る施設の整備等の経費に充てる
山形県	少子高齢社会に対応する福祉・医療の充実に関する事業及び未来を拓き夢を実現する人材を育成する教育の充実に関する事業に充てる	和歌山県	和歌山県福祉対策等基金に積み立て、県独自の福祉医療費等の財源に充てる
福島県	商工業の振興、社会福祉の充実、次世代育成の支援、文化・教育の振興	鳥取県	産業振興の財源の一部とするため
茨城県	産業、教育、福祉、医療等に関する施策の推進のための財源に充てる	島根県	自主財源の確保(各種施策の展開に活用)
栃木県	①教育環境の充実 ②県民文化・スポーツの振興 ③安全・安心の確保 ④少子高齢社会における保健・医療・福祉サービスの充実 ⑤産業の振興	岡山県	教育の再生、産業の振興及び安心で豊かさが実感できる地域の創造を図るための所要財源の一部に充てる
群馬県	防災・減災対策や医療・福祉施策をはじめとする県民の幸福度を高めるための群馬県独自の施策を推進するために必要な財源に充てる	広島県	大規模社会福祉施設(大規模な社会福祉施設、医療施設、保健休養施設など)の建設に要する経費の財源に充てる
埼玉県	①雇用・中小企業対策、②教育の充実、③危機管理・防災対策などの行政需要に対応するため	山口県	社会福祉及び教育・文化・スポーツ施策の充実を図るため
千葉県	都市基盤・防災及び福祉・医療施設の整備等に要する費用に充てる	徳島県	県土強靱化の推進、交通ネットワークの整備及び産業の活性化のための財源を確保する必要があるため
東京都	大都市特有の膨大な財政需要に対応するため	香川県	社会福祉の充実、教育の振興、地域産業の振興に要する財源に充てる
神奈川県	喫緊の行政課題に着実かつスピーディーに対応するため 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進 災害に強い県土づくりの推進 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備	愛媛県	保健医療及び社会福祉の充実
新潟県	教育・文化・スポーツの振興(県立高等学校改築等)	高知県	県の主要政策に充てる
富山県	社会福祉の充実、教育文化・スポーツの振興 等	福岡県	社会福祉の充実及び教育の振興
石川県	人との交流が盛んな地域づくり、将来にわたり本県経済を支える強い産業づくり等に要する財源の一部に充てる	佐賀県	県の厳しい気財政状況を踏まえ実施
福井県	中小企業の振興および教育施設の整備のための財源に充てる	長崎県	総合交通体系及び文化・スポーツ施設等の都市基盤の整備充実
山梨県	社会福祉の充実及び教育文化の振興	熊本県	①少子化対策・高齢者福祉施策の推進、②産業の振興、③雇用の維持に伴う財政需要を補うため
長野県	中小企業の振興、産業人材の育成・確保、産業基盤の整備	大分県	産業の活性化、交通ネットワークの整備及び教育・人づくりの充実を図るための財源に充てる
岐阜県	少子化対策の推進及び社会福祉の充実並びに教育の振興を図るため	宮崎県	社会保障関係費や公共施設等の老朽化対策に要する経費の財源に充てる
愛知県	青少年のための教育・文化施設の整備維持 老人・心身障害児(者)のための社会福祉施設の整備維持 勤労者のための福祉施設の整備維持 中小企業のための知識集約化促進施設の拡充整備維持等	鹿児島県	①高齢者福祉の充実②災害に強い県土づくり③幹線交通体系の整備
三重県	三重県福祉基金、三重県子ども基金、三重県中小企業振興基金、三重県体育スポーツ振興基金、三重県環境保全基金の財源の一部	沖縄県	社会福祉の充実及び中小企業の育成に要する経費の財源確保のため

奈良県と同様の実施目的(社会福祉等)であるのは26団体

4. 前回の答申

法人県民税超過課税について

令和2年11月16日
奈良県税制調査会

法人県民税の超過課税は、法人県民税の法人税割に対し、地方税法の定める標準税率を超えた税率によって課税されている。当該超過課税は、昭和51年度の導入から45年が経過した。導入にあたっては、当初「社会福祉施設の整備」を、平成3年度からは、「社会福祉の増進及び医療の向上を図る施設の整備」を図ることを目的としている。また、課税期間としては、「令和3年3月31日までに終了する各事業年度分の法人税割」とされている。

そのため、本年度末において、課税期間の期限が到来することとなり、令和3年度以降の本税制度について、奈良県より意見を求められたため、検討を行い、県に対し提言を行うものである。

<超過課税の評価について>

この超過課税は、創設当初から社会福祉施設の整備や医療の向上を図る施設の整備を図ることを目的に実施されてきたが、これまで県内では多くの関係施設整備が行われてきており、最近の5年間では、藤の木学園の整備等の障害福祉、児童福祉及び老人福祉の各福祉施設並びに奈良県立医科大学付属病院の医療施設整備に充てられるなど、一定の役割を果たしていると考えられる。

今後も奈良県総合医療センターの整備をはじめ多くの関係施設整備の計画がされていることから、当該超過課税及び使途事業は引き続き継続することが適当である。

なお、令和3年度以降も引き続き以下のような検討が必要である。

※ この超過課税制度の目的は、社会福祉の増進及び医療の向上を図る施設の整備であり、負担する法人が享受する利益について検証することが必要である。

従来、この超過課税は、企業が住民にとってのセーフティネットとしての機能を果たしており、医療や福祉関係の施設の充実が働く人やその家族の安全性の確保等につながる、といった企業に対する福利厚生を中心とした意義が強調されてきた。しかしながら、奈良県が今後も医療、福祉について充実を図っていくのであれば、応益原則に基づき直接的な利益を享受する奈良県民に対して広く負担を求めていくべきという視点にたった考えにも留意する必要がある。現状を鑑みると個人県民税は森林環境税として均等割の超過課税を行っていることに加え、消費税の税率引き上げによる税負担の増加もあり、また、社会福祉の便益を受ける住民の担税力が応益原則になじむか等、検討内容については慎重に見定める必要があると考える。

また、今後の税制改正の動向にも注視しつつ、この超過課税制度のあり方の検討についても、引き続き課題として提起しておく。

<超過課税の課税対象について>

当該超過課税制度では、奈良県では、資本金等が1億円または法人税額1千万円超の法人を対象としている。前述のように、直接的な利益を享受する奈良県民に対して広く

負担を求めていくべきとの観点から、対象条件を引き下げて税率を低くするという考えはある。他方、一定の基準に満たない中小企業を課税対象から外しているものの、企業の規模から見ると課税の対象となっている企業には資本金が10億円未満の企業も多く含まれており、相当程度広く課税されていること、また、34の都道府県が奈良県と同じ基準であることなどを考慮して、現時点では課税対象は現行のまま据え置くことが適当と考えられる。

<超過課税の税率について>

奈良県では、当該超過課税対象法人に対する税率を、標準税率に0.8%上乗せして課税している。

税収はこの5年では年間約4億2,000万円前後で推移しており増加傾向となっていたが、昨今の新型コロナウイルス感染症にかかる経済情勢の影響等から、今後の税収は減少傾向になると想定される。併せて対象事業についても、社会情勢を見極めつつ検討する必要があると考えられる。

しかし、保育施設の充実など県内の法人活動の活発化にも資する事業に対する社会的な要請があること、また、全国的には44道県が同じ超過税率(0.8%)を採用していることから、税率も現行のまま据え置くことが適当である。

奈良県と全く同じ適用条件(超過税率0.8%、資本金1億円又は法人税額1千万円超)であるのは、33道府県となっており、奈良県と同様の実施目的(社会福祉等)についても、27都道府県となっている。

<超過課税の使途事業について>

当該超過課税の使途事業費は、社会福祉施設の整備や医療の向上を図る施設の整備を図ることを目的に事業実施されており、先述のようにこれまで県内では多くの関係施設整備が行われていることから、一定の役割を果たしているといえる。

ただ、昨今の経済状況を鑑みると、評価のところで述べたように、法人の利益に担税力を見出し超過課税を行うのであれば、負担している法人に対しての合理的な説明が必要である。そのため、使途事業として、法人において勤務する労働者にとり、より暮らしやすい環境を整えるという観点に立脚し、それらの環境づくりに資する、労働者の医療・子育て等福祉面での環境に対する不安を解消させる社会福祉施設等の充実を検討することが適当である。

※ 事業用途については、県民税の超過課税という性質に基づき、広く県民に還元することを目的とすることが望ましい。当調査会の議論の中で、産業振興等の用途として検討する意見もあったが、当税の趣旨に沿ったものかについても継続して検討されたい。

<超過課税の見直し規定について>

事業の成果を定量的に把握するためにも、引き続き課税期間は5年間とし、5年後には再び検討を行い、必要な措置を講ずることが適当であるが、当調査会で議論されたように、税率や使途事業については、課税期間途中であっても妥当性や有効性を評価し、その上で見直し等ができるような仕組みについても併せて検討することが適当である。

5. 前回答申を踏まえた見直しに向けての論点整理

論点1

使途事業の事業効果と受益と負担のあり方

奈良県が今後も医療、福祉について充実を図っていくのであれば、応益原則に基づき直接的な利益を享受する奈良県民に対して広く負担を求めていくべきという視点にたった考えにも留意する必要がある。

使途事業として、法人において勤務する労働者にとり、より暮らしやすい環境を整えるという観点に立脚し、それらの環境づくりに資する、労働者の医療・子育て等福祉面での環境に対する不安を解消させる社会福祉施設等の充実を検討することが適当である。

- 検討
- ・現行の使途事業の実施による事業効果及び負担者である法人の受益
 - ・法人の勤務環境づくりに資するための使途事業の充実
 - ・個人への追加負担の必要性・可能性

論点2

課税期間途中での妥当性や有効性の評価の仕組み

税率や使途事業については、課税期間途中であっても妥当性や有効性を評価し、その上で見直し等ができるような仕組みについても併せて検討することが適当である。

→ 超過課税の見直し期限の前年度から検討を開始している。